文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の作成及び変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省・スポーツ庁及び文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画）を次のとおり作成及び変更したので、同条第５項及び同条第７項において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成27年12月18日

文部科学大臣　馳　　浩
スポーツ庁長官　鈴木　大地
文化庁長官　青柳　正規

文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画

第１章　総論

１　計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づき、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の所掌事務について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に関する必要な事項を定め、もって国民保護措置等（国民保護措置及び緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

２　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　学校等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校をいう。

⑵　社会教育施設等

公立社会教育施設、公立社会体育施設及び公立文化施設をいう。

⑶　研究開発機関等

大学共同利用機関法人及び独立行政法人（物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、宇宙航空研究開発機構、日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、海洋研究開発機構）をいう。

⑷　所管機関等

所管機関（国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院）、認可法人（公立学校共済組合）、特殊法人（日本私立学校振興・共済事業団）及び独立行政法人（国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター、大学入試センター、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、国立青少年教育振興機構）をいう。

⑸　大学病院

国立大学法人の設置する国立大学の附属病院をいう。

⑹　所管の関係機関

前各号に定めるものをいう。

３　計画の目標

この計画において、次に掲げる目標の達成に努める。

⑴　学校等における幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、大学病院における職員及び患者等、社会教育施設等の職員及び利用者並びに研究開発機関等及び所管機関等の職員等の生命、身体の安全を図ること。

⑵　武力攻撃災害による教育研究遂行上の障害を取り除き、教育研究活動等の実施を確保すること。

⑶　学校等及び社会教育施設等の土地、施設及び設備（以下「文教施設等」という。）並びに研究開発機関等及び所管機関等の土地、施設及び設備の防護、復旧を図ること。

⑷　国民保護措置等に関する研究活動等の効率化と推進を図ること。

⑸　武力攻撃に伴って、原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害（以下「武力攻撃原子力災害」という。）の発生及び拡大を防止し、武力攻撃原子力災害の復旧を図ること。

⑹　指定文化財等（指定文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された文化財をいう。）及び文化財施設（指定文化財を収蔵又は展示している社寺その他の施設をいう。）をいう。以下同じ。）の被害を防止し、武力攻撃災害の復旧を図ること。

⑺　ＮＢＣ攻撃等による被害が発生した場合には、必要な措置を講じ汚染の拡大を防止すること。

⑻　被災者の救援活動に関し、的確な連携、協力を行うこと。

⑼　その他武力攻撃事態等や緊急対処事態において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の組織及び機能の全てを挙げて、自ら国民保護措置等を実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置等を支援すること。

４　計画の適切な見直し及び充実

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。変更に当たっては、軽微な変更を行う場合を除いて、関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努める。

５　文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画実施要領

この計画で定める国民保護措置等の具体的な実施体制・方法等については、別に文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

第２章　国民保護措置の実施体制の確立

第１節　組織・体制等の整備

１　文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護連絡会議の設置

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、本省に文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議の事務局は大臣官房文教施設企画部の協力を得て、大臣官房総務課が行う。このほか、連絡会議の組織その他連絡会議に関し必要な事項については、別に定める。

２　連絡体制及び参集体制の整備

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施体制を的確かつ迅速に確立するため、関係職員への情報伝達、非常参集等を直ちに行う。

連絡体制、非常参集体制については、別に定める。その際、首都圏が被災し、通信が途絶した場合を考慮する。

３　国民保護措置の実施機能等の確保

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、武力攻撃事態等において、本省が国民保護措置の実施機能を果たし得るよう、庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保等に努めるとともに、武力攻撃事態発生後に備えた食糧、飲料水等の備蓄に努める。

４　国民保護措置に関する職員の研修等

文部科学省、スポーツ庁及び文化庁は、関係職員に対して、講習会の実施等を通じ、国民保護法その他の関係法令、文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画及び実施要領等の内容並びに武力攻撃事態等における連絡網等、国民保護措置に関して必要な知識等の周知徹底を図る。